

宜野座村通話録音装置等の設置及び運用に関する要綱

令和5年3月16日
宜野座村要綱第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪を防止し、及び職員への不当な圧力や要求等を排除するために設置する通話録音装置等の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置等 宜野座村が所管する公共施設等の電話機若しくは携帯電話又は通信機器等での通話内容を録音し、又は記録する機器をいう。
- (2) 電磁的音声記録 通話録音装置等により録音され、又は記録された音声をいう。
- (3) 管理責任者 電話機については、通話録音装置等が設置されている施設を管理する各課等の長（指定管理者を除くものとする。）とし、携帯電話又は通信機器等については、携帯電話又は通信機器等を管理する各課等の長とする。

(利用目的の明示方法)

第3条 職員は、通話録音装置等を用いて録音し、又は記録するときは、電磁的音声記録の利用目的について、あらかじめ宜野座村ホームページ等で公表し、本人に対し、事前にその利用目的を明示した上で使用するものとする。ただし、次の各号いずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 音声の取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(通話録音装置等及び電磁的音声記録の管理)

第4条 通話録音装置等及び電磁的音声記録は、管理責任者が適切に管理するものとする。

(電磁的音声記録の保存等の申込み)

第5条 電磁的音声記録の保存を希望する各課等の長（指定管理者を除くものとする。）は、宜野座村通話録音装置等電磁的音声記録保存申請書（別記様式）を管理責任者に提出しなければならない。

(通話録音装置等及び電磁的音声記録の運用等)

第6条 管理責任者は、宜野座村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年宜野座村条例第11号。以下「条例」という。）の趣旨に従って、通話録音装置等を適正に取り扱わなければならない。

- 2 各課等の長は、条例の趣旨に従って、保存した電磁的音声記録を適正に取り扱わなければならない。
- 3 管理責任者及び各課等の長は、電磁的音声記録の漏えい、滅失又はき損の防止その他電磁的音声記録の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(電磁的音声記録の保存目的及び保存方法等)

第7条 各課等の長（指定管理者を除くものとする。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、通話録音装置等の電磁的音声記録を特定し、各課等において保存することができるものとする。

- (1) 職務執行上、電磁的音声記録の保存が必要と認めるとき。
- (2) 個人の生命、身体又は財産の安全を守る必要があるとき。
- (3) 脅迫、恐喝、不当要求行為等に該当する場合若しくは刑事事件に発展するおそれがある場合又はトラブル等に発展するおそれがあると認められるとき。
- (4) 民事訴訟に発展するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、明らかに本人の利益になるときその他特別の理由があるとき。

2 電磁的音声記録は、録音し、又は記録したときの状態で保存することとし、加工してはならない。

3 第1項の規定により保存する電磁的音声記録以外のものは、通話録音装置等の仕様等に従い消去するものとする。

(保存した電磁的音声記録の保存期間)

第8条 前条第1項の規定により保存する電磁的音声記録の保存期間は、原則30日間とし、保存期間満了後は、宜野座村役場処務規則（昭和33年宜野座村規則第2号）の規定により、各課等の長が消去する。

2 前項の規定に関わらず、保存期間を満了してもなお保存の必要がある電磁的音声記録は、各課等の長が更に期間を定めて保存することができる。

(目的外利用等の禁止)

第9条 各課等の長は、第1条及び第6条に定める目的以外の目的のため電磁的音声記録を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定により行うときは、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する規定により電磁的音声記録を提供するときは、複数の関係職員の立会いの下に行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものほか、通話録音装置等の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式（第5条関係）

宜野座村通話録音装置等 電磁的音声記録保存申請書

申請者所属	課・室・局・その他		
申請者指名			
所属長名			
(本人手書きによる記名又は押印)			
取扱者職員	職名	氏名	
相手方電話番号			
保存申請年月日	年 月 日		
保存目的			
保存日時			
保存先			
電磁的音声記録	年 月 日 時 分 ごろから		
	年 月 日 時 分 ごろまで		
特記事項			

(管理責任者で原本を保管し、写しを所管課へ交付すること。)

管理担当課 決裁欄	管理責任者	課長補佐	係長	係